

令和 8 年 度

(8) 泉沢高架配水池外外壁劣化調査委託

仕 様 書

千歳市水道局水道整備課

## 第1章 共通事項

### 第1条 業務の目的

本業務は、泉沢高架配水池及び上長都高架配水池において目視による外壁の調査を実施し、劣化状況の把握と補修工法の検討などの基礎資料を作成することを目的とする。

### 第2条 適用

本仕様書は、千歳市（以下「発注者」とする）が発注する「(8) 泉沢高架配水池外外壁劣化調査委託」に適用する。

業務概要：

- 1) 外壁劣化調査（泉沢） 1 式
- 2) 外壁劣化調査（上長都） 1 式
- 3) 業務期間 令和8年契約日 ～ 令和8年11月30日

### 第3条 費用の負担

本業務の遂行に必要な費用は、本仕様書に明記のあるものは原則として受注者の負担とする。

### 第4条 仕様書、法令等の遵守

本業務は、本仕様書に従い実施しなければならない。また、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

### 第5条 中立性の保守

受注者は、常にコンサルタントとしての中立を保持するように努めなければならない。

### 第6条 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た機密を他人に漏らしてはならない。

### 第7条 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、発注者に次の書類を提出し、業務担当職員の承認を受けなければならない。

- 1) 着 手 届
- 2) 工 程 表
- 3) 主任技術者届
- 4) 完 了 届
- 5) 納 品 書
- 6) そ の 他

## 第8条 主任技術者及び技術者

- 1) 受注者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせると共に、高度な技術を要する部分については、適切な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 業務を行う主任技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築、または技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（上下水道部門；上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者でなければならない。
- 3) 照査技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築、または技術士法に規定する技術士（総合技術監理部門；上下水道－上水道及び工業用水道）または相応の経験を有する技術者でなければならない。

## 第9条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めない場合は、発注者と受注者双方の協議のうえ、疑義の解決にあたるものとする。

## 第10条 成果品の審査

- 1) 受注者は、業務完了時に成果品の審査を受けなければならない。
- 2) 成果品の審査において、明らかに受注者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 第11条 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の確認をもって業務完了とする。

## 第12条 環境対策

- 1) 受注者は、調査業務等の履行に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染その他環境への負荷の低減及び公害防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2) 受注者は、環境負荷の低減及び公害防止に関する法令等を遵守しなければならない。

## 第2章 業務一般

### 第13条 一般事項

- 1) 本業務は、担当者と十分に協議・打合せを行い、初回打合せ時に業務計画書を提出し、承認を得た後に業務を開始しなければならない。
- 2) 主任技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- 3) 打合せ時には議事録を作成し、担当者に提出して内容を確認しなければならない。

### 第14条 図書作成基準等

受注者は、図書作成にあたっては特に指示のない限り本仕様書、並びに下記の関係図書書類に基づき、作成業務を行わなければならない。

- 1) 水道施設設計指針（2024 日本水道協会）
- 2) 水道維持管理指針（2016 日本水道協会）
- 3) 水道施設耐震工法指針・解説（2022 日本水道協会）
- 4) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- 5) 土木工事共通仕様書（北海道土木協会）
- 6) 土木工事積算基準（北海道建設部）
- 7) コンクリート標準示方書（土木学会）
- 8) 建築設備耐震設計指針（（一財）日本建築センター）
- 9) 建築設備計画基準・同要領、建築設備設計基準・同要領（（一社）公共建築協会）
- 10) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 11) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 12) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 13) 建築物解体工事共通仕様書

※(10)～(13)は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修

### 第15条 参考文献の明記

本業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するとともに、引用の根拠などを明確にしなければならない。

### 第16条 参考資料の貸与

既設竣工図等、本業務に必要な資料は必要に応じて発注者より貸与または提供するが、この場合受注者は借用記録簿を備え管理に十分留意すると共に、委託業務が完了した時は速やかにこれを発注者に返却しなければならない。

（貸与資料）泉沢高区配水池 竣工図

上長都高区配水池 竣工図

改修補修工事履歴及び、工事書類

### 第3章 委託業務

#### 第17条 委託業務の内容

委託業務の内容は次の各号のとおりである。

##### 1) 打合せ協議

初回打合せにより、作業内容の把握と設計工程・方針、及び検討事項の確認等を行い、最終打合せにより業務作業完了時における総括説明及び成果品納入、検収の立会を行う。その間、業務作業中に発生する諸問題の処理に関し中間打合せ（1回）を行う。

##### 2) 現地調査

作業時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9：00から17：00までを原則として、次の事項について確認し状況を十分に把握すること。なお、調査日程については、事前に業務担当職員と協議を行うこと。

###### ①地形等

用地境界、周囲の状況等

###### ②その他設計に必要な事項

##### 3) 設計計画

###### ①業務計画

作業項目、作業内容、作業手順、実施工程及び業務体制等について作業計画を立案し、業務計画書を作成し、業務担当職員に提出すること。

##### 4) 外壁調査

地盤面からの目視による外壁劣化状況を調査し、劣化要因の推定や補修方法を検討する。概略の補修範囲と概算工事費の算出を行うこと。

#### 第18条 照査

受注者は、業務を遂行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより品質確保に努めるとともに、照査技術者による社内審査を実施し、成果品に誤りがないようにしなければ成らない。照査は下記項目を標準に行うものとする。

- (1) 業務計画の妥当性
- (2) 収集資料、現地調査方法の適切性
- (3) 比較検討の妥当性
- (4) 概算工事費の整合性
- (5) 成果品の体裁

#### 第19条 成果品

成果品は、下記内容のものを提出するものとし、様式は業務担当職員と協議のうえ決定する。

|            |         |     |
|------------|---------|-----|
| (1) 調査報告書  | A 4 版縮小 | 2 部 |
| (2) 打合せ議事録 | A 4 版製本 | 2 部 |
| (3) 原稿     | 電子データ   | 一式  |